

独占禁止法による市場 競争評価手法について

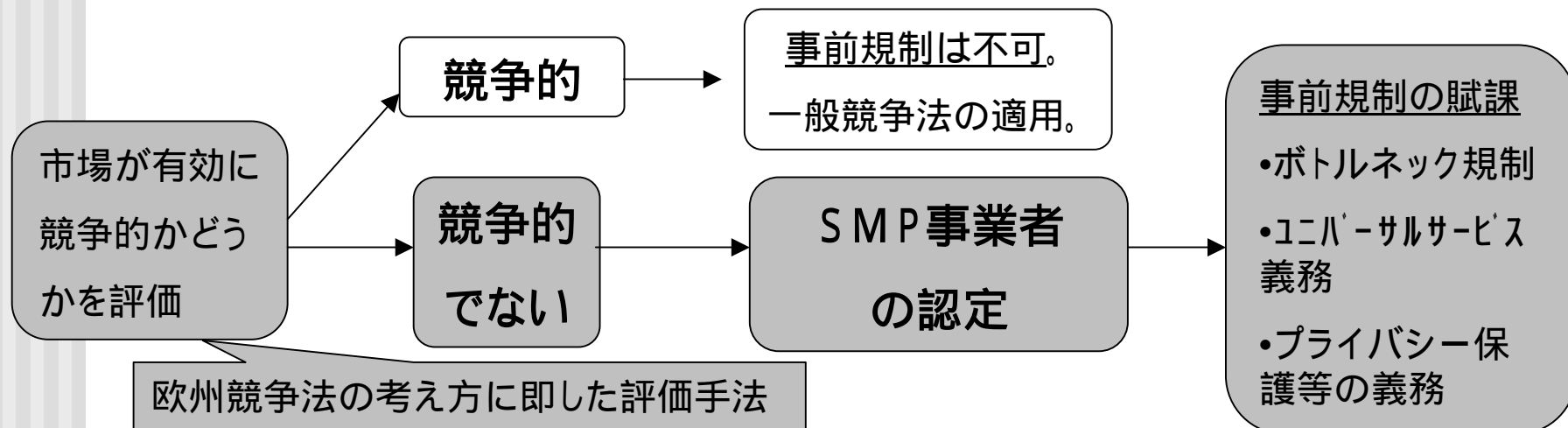
平成14年11月6日
公正取引委員会事務総局
経済取引局調整課企画官
田 辺 治

電気通信市場競争評価の目的(欧州の考え方)

基本認識

電気通信市場は、独占分野に競争を導入することにより市場が発展。
= 競争が電気通信政策目的達成に貢献 競争をいかに機能させるか

競争が有効に機能する分野は、他の財・サービスと同様に一般競争法による事後規制。未だ機能していない分野は、何らかの事前規制。



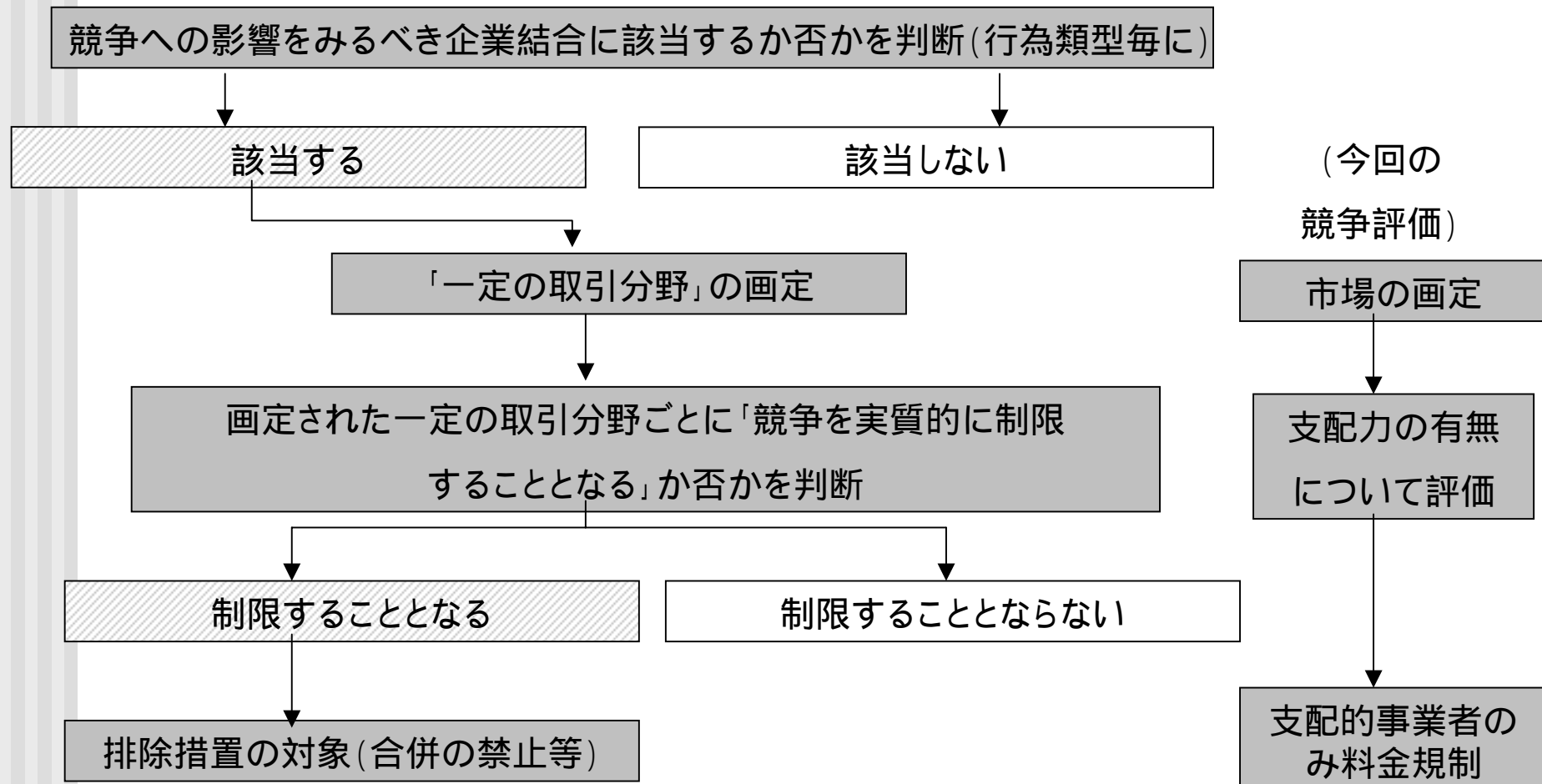
我が国独禁法における市場評価の例

- 1 合併等の規制 = 合併後の市場をみて判断する事前規制
競争を実質的に制限することとなる合併等を規制(独占禁止法第15条第1項等)
合併等を判断する時点で得られた情報に基づき、合理的に判断(蓋然性)。
- 2 反競争的行為の排除 = 競争上の弊害に対する事後規制
他の事業者を排除又は支配することにより、競争を実質的に制限する行為を「私的独占」として規制(独占禁止法第3条前段)
- 3 「独占的状态」に対する規制 = 競争上の弊害に対する事後規制
一定の市場構造要件を満たす事業分野で一定の競争上の弊害が生じた場合に、競争を回復させるための措置(独占禁止法第8条の4)

市場は問題となる行為態様に則して画定されるべきものというのが独禁法の考え方。また、「市場支配的」というだけで事業者
に事前規制を課す考え方は独禁法の体系に無い*。

* ボトルネック性を有する事業者に対するボトルネックのオープン化のための事前規制(接続規制等)を否定するものではない。
合併等の規制は、競争を通じてではなく結合関係を通じた市場支配的地位の形成・維持・強化の未然防止を行うもの。

企業結合審査フローチャートと競争評価の関係



企業結合審査における一定の取引分野の画定(1)

一定の取引分野の画定の基本的考え方

当事会社グループが行っている事業のすべてについて、製品市場の範囲を検討し、さらに地理的市場の範囲を検討していく。

当事会社グループの取引の相手方の範囲と、当該取引の相手方に対する取引について競合し得る事業者の範囲が、商品・役務、地理的範囲等の画定基準となる。

一定の取引分野は、取引実態に応じ、ある商品範囲(又は地理的範囲等)について成立すると同時に、それより広い(又は狭い)商品範囲(又は地理的範囲等)についても成立するというように、重層的に成立することがある。

企業結合審査における一定の取引分野の画定(2)

一定の取引分野の画定の基準

1 取引対象商品又は役務

- ・機能及び効用が同種である商品又は役務(例:携帯電話とPHS)
- ・ユーザーにとって機能・効用が同種であるか否か、同じ用途に用いる商品にはどのようなものがあるかにより判断。

2 地理的範囲

商品の特性、輸送手段とその費用との関係等、供給側であれば生産能力、販売網の事業区域、需要側であれば買い回る範囲(消費者の購買行動等)が考慮される。

競争を実質的に制限することとなるか否かの判断へ

「競争を実質的に制限する」場合とは

「競争を実質的に制限するとは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意志で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう。」(昭和28年12月7日東京高等裁判所判決。「東宝・新東宝事件」)

画定された市場における競争が実質的に制限されることとなるか否かの判断 (1) 当事会社の地位

ア 市場シェア

- ・ 企業結合後のシェアの大小、シェア増加分、競争者とのシェア格差をみる。
- ・ 基本的に各社の直近市場シェアを合計。シェアの大きな変動が将来見込まれる場合には、その点も加味して競争実態を考慮。

イ 順位

- ・ 市場シェアの順位が高い場合、結合により大きくシェア順位が上昇する場合には競争に及ぼす影響大。

ウ 当事会社の従来競争状況等

- ・ 従来当事会社間の競争が市場全体の価格・品質に好影響を及ぼしている場合、順位にかかわらず、当該結合の競争への影響大。

(参考1) 競争を実質的に制限することとならない場合

当事会社グループシェア10%以下 参入が容易な寡占的でない市場での当事会社グループシェア25%以下かつ
順位2位以下 垂直型・混合型の結合で市場閉鎖性等の問題が生じない場合

(参考2) 問題とされた事例<例1> 一方のシェア47.6%、シェア増加分13.2%、第2位との格差大<例2> 合算シェア33.4%、シェア増加分大、上位3社66.3%<例3> 販売シェア大幅上昇(50%弱に)、生産能力シェア50%大幅超、競争者1社

画定された市場における競争が実質的に制限される こととなるか否かの判断 (2) 市場の状況

ア 競争者の数及び集中度

例えば上位3社累積シェアが70%を超えることとなる場合には競争者間において協調的
行為が行われやすいか否かを考慮。

また、これまでの価格改定状況などから、協調的行動が行われている場合には、こうした
点も考慮。

イ 参入

法制度上での参入条件、必要資金規模等実態面での参入障壁の有無をみるほか、生
産設備に重要な変更を加えること無く当該商品を生産する事業者の有無等を考慮。

ウ 輸入

輸入に係る状況を総合的にみる。輸入圧力が十分働いていれば、当該企業結合が市場
シェアの上昇をもたらすものであっても、競争制限のおそれは小さい。

エ 取引関係に基づく閉鎖性・排他性

取引関係にある会社間の結合の結果、当事会社の競争者が有力な販売先若しくは購入
先を奪われるような場合、競争に影響。

画定された市場における競争が実質的に制限される こととなるか否かの判断 (3) その他

ア 総合的事業能力等

- ・ 当該企業結合後の当事会社グループの市場シェアのほか、原材料調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力等の当事会社グループの総合的な事業能力の変化をみる。
- ・ 破綻企業の救済のための結合で、競争制限的ではない救済可能な事業者の存在が認めがたいときは、問題になるおそれは小さい。

イ 隣接市場からの競争圧力

- ・ 当該市場に地理的に隣接する市場の状況
- ・ 代替品
- ・ 次の取引段階の競争状況

ウ 効率性

- ・ 規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減及び研究開発の効率化等の効率性の改善が競争を促進する場合に、その影響の程度をみる。

今回の競争評価についての意見

検証対象なきまま、事前の市場画定を行うことは非常に困難。ボトルネック性に着目し、当該事業者が独占力(=市場支配力)を行使できる範囲はどこか、また、そのためにどんな事前規制が必要かという観点から、少なくとも必要。

(新興サービス市場などで革新的な経営に基づき一定のシェアを占めた事業者が支配的とされて料金規制を課されるおそれのある制度となる危険。)

独占力を行使しうる範囲が明らかになってもそれで直ちに事前規制の根拠にすべきではない。ボトルネック規制(ボトルネックのオープン化のための措置)を除けば、独占力の濫用は基本的には独占力を実際に行使した段階で事後的に対処すべき問題。市場支配的地位を理由に安易に事前規制を課すべきではない。

既存の市場支配的事業者規制(ボトルネック規制)の枠組みを有効競争評価に基づく手法に変えるのではなく、現行の同枠組みを維持しつつ、利用者向けサービスを規制する手法にのみ有効競争評価を追加的に導入することは、ボトルネック規制以外の部分にまで規制が拡大するおそれ。

有効競争評価の手法により、既存の市場支配的事業者規制の枠組みを見直していくことは、必要なことと考えられる。

独禁法との整合性の確保とプロセスの透明性の確保のための競争当局との協働

公正競争ルールは一般法である独禁法との整合性確保が不可欠。
市場評価プロセスの透明性・客観性が目的であり、事業者の市場支配力の評価等を公正・中立に行う必要。
有効競争評価のプロセスには競争当局との協働が不可欠。

EU: 国内規制当局と国内競争当局の協働による適切な市場分析を要請

欧州委SMP評価ガイドラインpara135 “...As the National Regulatory Authorities(NRAs) conduct their market analysis in accordance with the methodologies of competition law, the views of National Competition Authorities(NCAs) in respect of the assessment of competition are highly relevant. Cooperation between NRAs and NCAs will be essential, but NRAs remain legally responsible for conducting the relevant analysis...”

ドイツRegTP: 競争法の定義に基づき、連邦カルテル庁(競争当局)の同意を得て規制当局(RegTP)が支配的事業者を指定。